

別紙35 昭和48年11月1日付国管管 200「不服審査基本通達（審査請求関係）の制定について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(他の行政機関の長等がした処分)</p> <p>75-4 法第75条第1項第5号に掲げる「処分」には、たとえば登録免許税法第26条第1項《課税標準及び税額の認定》の規定による登記機関の課税標準および税額の認定または自動車重量税法第12条第1項《税額の認定》の規定による<u>国土交通大臣</u>等の税額の認定がこれにあたることに留意する。</p>	<p>(他の行政機関の長等がした処分)</p> <p>75-4 法第75条第1項第5号に掲げる「処分」には、たとえば登録免許税法第26条第1項《課税標準及び税額の認定》の規定による登記機関の課税標準および税額の認定または自動車重量税法第12条第1項《税額の認定》の規定による<u>運輸大臣</u>等の税額の認定がこれにあたることに留意する。</p>
<p>(国税庁長官の指示と議決との関係)</p> <p>99-2 法第99条第2項の規定により国税庁長官が審判所長に対し<u>国税審議会</u>の議決に基づいて審判所長の意見と異なる指示をした場合における裁決は、担当審判官および参加審判官の議決にかかわらず、当該指示したところにより行われなければならないことに留意する。</p>	<p>(国税庁長官の指示と議決との関係)</p> <p>99-2 法第99条第2項の規定により国税庁長官が審判所長に対し<u>国税審査会</u>の議決に基づいて審判所長の意見と異なる指示をした場合における裁決は、担当審判官および参加審判官の議決にかかわらず、当該指示したところにより行われなければならないことに留意する。</p>